

社会福祉法人愛信会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人愛信会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表3のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第7条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

（評議員選任・解任委員の報酬等の算定方法）

第6条 評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、別表第5の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第3条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

別表第1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円
常務理事	月額 300,000円

※各年度の支給総額は、12,000,000円を超えない範囲とする。

別表第2 (常勤役員等の賞与)

常勤役員等の賞与は支給しないものとする

別表第3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円及び源泉所得税分
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円及び源泉所得税分

※各年度の支給総額は、1,000,000円を超えない範囲とする

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000円及び源泉所得税分
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円及び源泉所得税分

※各年度の支給総額は、2,000,000円を超えない範囲とする

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	30,000円及び源泉所得税分
理事会・評議員会等会議への出席	20,000円及び源泉所得税分
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円及び源泉所得税分

※各年度の支給総額は、700,000円を超えない範囲とする

別表4 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬は支給しないものとする。

別表5 (評議員選任・解任委員の報酬)

委員会等会議への出席	日額 20,000円及び源泉所得税分
------------	--------------------